

2020年2月14日

新設分割に係る事前開示書類（追加）

東京都渋谷区代々木二丁目28番12号
小田急電鉄株式会社
代表取締役 星野 晃司

当社は、2019年12月20日付で作成した新設分割計画書に基づき、2020年4月1日付で新設する株式会社小田急SCディベロップメント（以下「新設分割設立会社」といいます）に対し、当社の商業施設運営事業に関する権利義務を承継させる新設分割を行うこととし、2020年1月28日付で「新設分割に係る事前開示書類」を備置しております。今般、当該書類の内容に変更が生じたので、会社法施行規則第205条第8号の規定に基づき、下記のとおり変更後の事項を開示いたします。

記

6 新設分割会社の最終事業年度末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときはその内容

（3）台風19号による被害の発生

以下の事項を追加いたします。

2019年10月12日に上陸した台風19号により、一部の鉄道設備に被害が発生しました。これによる復旧費用等のうち、第4四半期連結会計期間以降に見込まれるものについては、その見積り額を「災害損失引当金」として連結貸借対照表の流動負債に、「災害損失引当金繰入額」として連結損益計算書の特別損失に計上しています。

以上